

一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出についての取り扱いの変更について

秋田運輸支局輸送・監査部門

一般貸切旅客自動車運送事業の増車届については、平成28年11月1日受理分より、取り扱いが下記のとおり変更となっております。

○増減車届出様式に「初度登録年月」、「車台番号」の欄が追加されます。新車新規登録の車両、減車車両についても記載が必要となります。

○添付書類として、運行管理体制図、増車予定の車両が中古車の場合、点検整備記録簿の写しが追加となります。

○従来より届出の添付資料とされておりました、任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面について、宣誓書の扱いが削除され、任意保険又は共済の契約内容及び車両が特定できる契約申込書の写し又は見積書の写しの添付が必要となります。

また、窓口等における取り扱いの詳細は下記のとおりとなります。

○上記の点検整備記録簿の写しが必要となる中古車とは、新車新規登録を受ける自動車以外の自動車となります。

○運行管理体制図については、運行管理者の選任状況等体制に変更がない、増車後の車両数が運行管理者の必要な選任の数に変更がない場合等でも、必ず届出ごとに添付が必要となります。

○増減車の届出の際に提出がされた運行管理体制図に記載の運行管理者について、選任届が提出され、受理されている必要があります。

（運行管理者の増員が必要となる場合、増車届提出時点で増員分の選任届が提出されている必要があります。）

○定期点検記録簿については、直近の３ヶ月定期点検整備記録簿及び直近の１２ヶ月定期点検整備記録簿の写しの添付が必要となります。

ただし、車両の直近の定期点検の状況が１２ヶ月定期点検から３ヶ月以内であれば、１２ヶ月定期点検記録簿のみの添付で差し支えありません。

また、１年以上抹消状態であった自動車の中古新規登録の場合は、増車届の前に実施された１２ヶ月定期点検記録簿の添付が必要です。

（旧使用者が記録簿を紛失した等で記録簿の写しが添付できない場合は、新使用者において１２ヶ月定期点検を行い、記録簿を添付する必要があります。）

○代替の場合も、上ものが中古車の場合については、点検整備記録簿の写しの提出が必要となります。

○同じ会社の乗合車両から貸切車両への増車、特定車両から貸切車両の増車でも、任意保険の加入計画を証する書面、運行管理体制図、点検整備記録簿等の添付が必要となります。

（貸切の営業所間の配置換えについては不要です。）

○点検整備記録簿の内容及び記載に不備等がある場合は、検査整備保安部門担当者による確認が必要となる場合があります。また、その際に適正に定期点検が実施されていることが確認できない場合は、増減車の届出を受理できない場合があります。

○平成２８年１１月１日以降の申請に係る増減車の届出の様式については、秋田運輸支局のホームページに掲載しておりますので、ご活用願います。